

「一般社団法人日本石綿対策技術協会設立記念セミナー」
講演資料

「石綿等による健康障害防止対策」

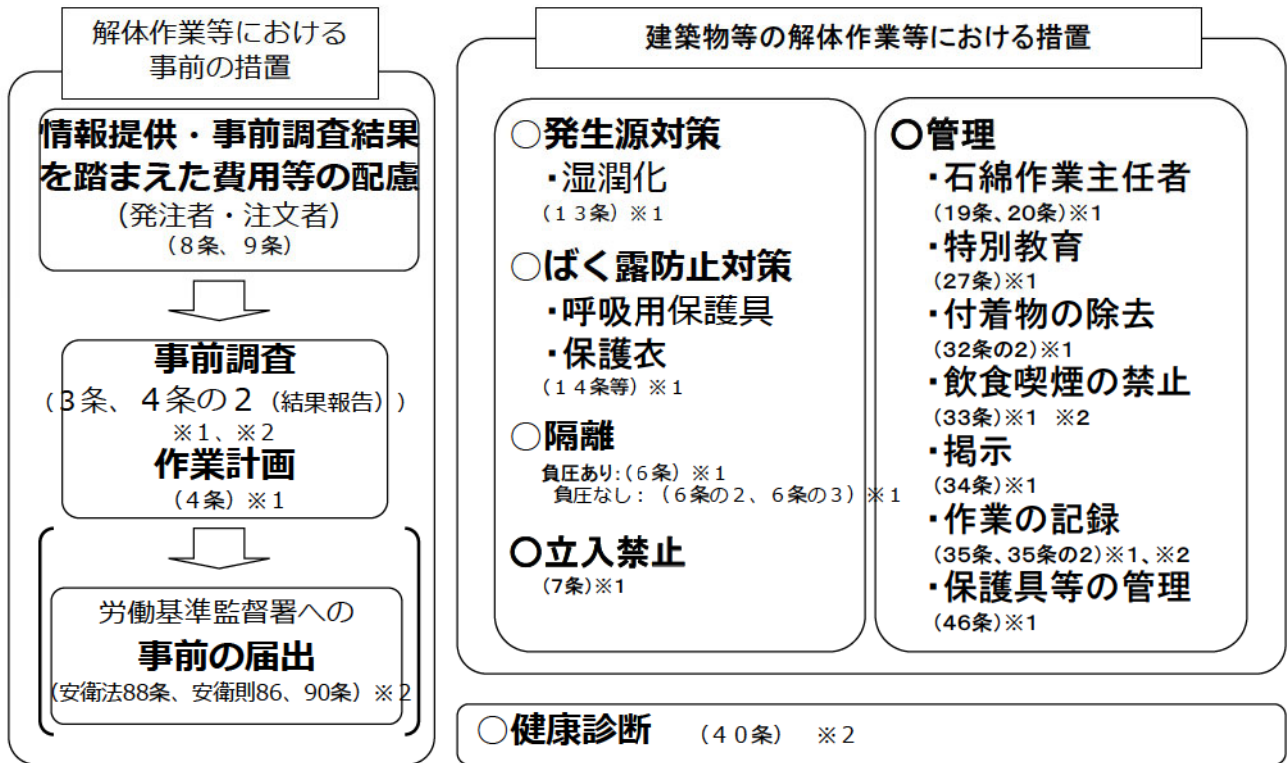
令和5年9月27日

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan




石綿等による健康障害防止対策

石綿障害予防規則の概要（建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

石綿障害予防規則におけるばく露防止措置等について

対策のレベル	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事※1が対象）</p> <p>（令和3年4月施行）</p> <p>（令和4年4月施行）</p>	<p>計画届※十四日前</p> <p>（令和3年4月施行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮（発注者）（令和3年4月施行） ・事前調査 ※調査方法を明確化（令和3年4月施行） ・資格者による調査（令和5年10月施行 ※ 工作物の事前調査は令和8年1月施行） ・調査結果の3年保存、現場への備え付け（令和3年4月施行） ・作業計画 ・作業状況等の写真等による記録・3年保存（令和3年4月施行） ・掲示 ・湿潤な状態にする ・マスク・作業衣着用、マスクの管理 ・立入禁止措置 ・作業主任者の選任 ・作業者に対する特別教育 ・使用器具等の付着物除去 ・喫煙又は飲食の禁止 ・健康診断 	<p>負担隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集じん・排気装置の設置、排気 ・集じん・排気装置の初回時、変更時点検（変更時：令和3年4月施行） ・前室、洗浄室及び更衣室の設置 ・作業場所及び前室の負担保持 ・作業開始前、中断時の負担点検（中断時：令和3年4月施行） ・隔離解除前の取り残し確認（令和3年4月施行） ・石綿の知識を有する者による除去完了確認及び隔離解除（令和3年4月施行） ・隔離後の粉じん処理、湿潤化 		
	<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 					<p>※1が対象</p> <p>（令和4年4月施行）</p>	<p>隔離</p> <p>※負担は不要</p> <p>けい酸カルシウム板1種※2(破碎時)(令和2年10月施行)仕上げ塗材(電動工具での除去時)(令和3年4月施行)</p>
	<p>けい酸カルシウム板1種※2 (破碎時)</p> <p>（令和2年10月施行）</p> <p>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</p> <p>（令和3年4月施行）</p> 						
	<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> 						

※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

建築物の解体工事等の開始前の労働基準監督署への報告 (令和4年4月1日施行)

■一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査結果等を電子システム(スマホも可)で報告することを義務付け**(書面による報告も可)

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
- ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製に限る。以下同じ。)の解体工事・改修工事

建築物・船舶の工事開始前の石綿の有無の調査(令和5年10月1日施行)

■建築物及び船舶の事前調査や分析調査は、**要件を満たす者に行わせることを義務付け**

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者 ※
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者 ※
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者 ※ (一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定)
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ※各々定められた講習を受け、修了考査に合格した者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け、修了考査に合格した者

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

工作物の工事開始前の石綿の有無の調査（令和8年1月1日施行） （令和5年3月27日告示）

■工作物の事前調査は、以下のものについて要件を満たす者に行わせることを義務付け

◆工作物の事前調査の対象となる工作物や作業の範囲

- ・特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）
 - ・その他の工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物^{※1}以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料^{※2}の除去等の作業に係るもの
- ※1 特定工作物
※2 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）

◆工作物の事前調査を実施することができる者

区分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物	【炉・電気・配管及び貯蔵施設】※建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く 【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。	・工作物石綿事前調査者 ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者
	【建築物一体設備等】※煙突、プラットホームの上家など 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。） 【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者
その他の工作物	【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成予定	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※ ※塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合 ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者

石綿事前調査者講習登録制度について

○建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程において、建築物又は工作物における石綿の使用実態の調査（事前調査）を行う者に必要な知識に係る講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定めている。

講習の登録制度

（※2）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

赤字の工作物は令和5年3月27日新設

	厚生労働省（※1） 国土交通省 環境省	講習実施機関 建築物の登録済 118機関	受講者 建築物の受講修了者数 令和5年7月末現在138,778
	①講習の登録の申請	②講習の登録	③講習の実施 ④修了証明書の交付
講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者講習	一般建築物石綿含有建材調査者講習	一戸建て等（※2）石綿含有建材調査者講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1、2、3建材を含む） 建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1、2、3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	特定工作物の全ての材料（レベル1、2、3建材を含む）及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料 工作物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定
受講免除等	工作物石綿事前調査者等については、基礎知識1、2及び報告書の作成に係る講習の受講を免除できる（※4）	—	建築物石綿含有建材調査者等については、基礎知識1、2及び報告書の作成に係る講習の受講を免除できる（※4）

（※1）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。

（※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

（※4）当該講習の受講者についても受講の免除の対象となる。ただし、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限ること。

石綿等の切断等における電動工具に係る措置の見直し

ひと、くらし、未来のために

2. 石綿等の切断等における電動工具に係る措置の見直し①

石綿等の切断等作業等に係る措置の概要

- **石綿等の切断等の作業等**（石綿則第6条の2第3項に規定する作業及び同則第6条の3に規定する作業を除く。）については、石綿則第13条第1項の規定に基づき、**石綿等の湿潤化の措置を講じることが義務付けられているが、当該湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具の使用等の措置を講じることが努力義務（※1）とされている。**（※1）令和2年石綿則改正時の専門家検討会での検討では、除じん性能を有する電動工具については、除じん性能についての調査研究が十分に行われておらず、さらに調査・検討が必要なことから、**石綿等の湿潤化の代替措置として位置づけることは困難として、努力義務としたもの。**
- 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）（以下「建築物等」という。）から石綿含有成形品のうち**特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する場合は、石綿則第6条の2第3項の規定により、作業場所の隔離及び当該石綿含有成形品の常時湿潤化等の措置を講じることが事業者に義務付けられている。**
- また、建築物等の壁、柱、天井等に用いられた**石綿含有仕上げ塗材を、電動工具を使用して除去する作業**については、石綿則第6条の3の規定に基づき、**石綿則第6条の2第3項に規定される措置と同一の措置を講じなければならないこととされている。**

石綿則第13条（一般的な措置）

- **石綿等の湿潤化の措置（義務規定）**
- **湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具の使用等の措置（努力義務）**

石綿則第6条の2第3項

（石綿含有成形品（※2）の切断等による除去に係る措置）
作業場所の隔離、**常時湿潤化等の措置（義務規定）**
（※2）けい酸カルシウム板第一種が対象

石綿則第6条の3

（石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置）
作業場所の隔離、**常時湿潤化等の措置（義務規定）**

（※3）石綿則第6条の2及び第6条の3は石綿等の粉じんの発散の可能性が高く、常時湿潤化に加え、ビニールシート等による隔離等の措置を求めるもの。
また、「常時」湿潤な状態にすることについては、「切断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと」との解釈を示している。

2. 石綿等の切断等における電動工具に係る措置の見直し②

石綿等の切断等作業等に係る措置の検討案（石綿則第13条関係）

- 今般、文献調査及び実証試験結果を踏まえると、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等の湿潤化と同等以上の粉じん発散低減効果を有するものであると認められる。
- このため、石綿等の切断等の作業等（石綿則第6条の2に規定する作業及び第6条の3に規定する作業を除く。）における粉じん発散防止措置については、「湿潤化」に限定せず、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとし、石綿則等を見直すべきである。

石綿等の切断等作業等に係る措置の検討案（第6条の2及び第6条の3関係）

- 文献調査及び実証試験から、除じん性能を有する電動工具には、十分な石綿等の粉じん発散低減効果があることが認められる。一方で、石綿則第6条の2及び第6条の3においては、常時湿潤化以外の粉じん発散防止措置を認めていない。
- 常時湿潤な状態にするためには、「切断面への散水等の措置を講じながら作業を行う」必要があるが、散水しながら電動工具を使用することは感電のおそれがある。また、湿潤化の代替措置としてあげられている剥離剤については、有害性による健康障害が報告されているものがある。
- 石綿等の切断等の作業においては、有効な呼吸用保護具の使用も義務付けられていることを踏まえると、電動工具を使用する作業においては、除じん性能を有する電動工具を使用することにより、労働者の石綿のばく露を低減しつつ、感電の危険性や剥離剤による有害性を避けることができ、作業場の安全衛生状況が全体として向上することが期待できる。
- 以上を踏まえ、作業内容に応じた、最適な粉じん発散防止措置を作業場で適切に講ずることができるよう、「常時湿潤な状態を保つ」に限定せず、常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとし、石綿則等を見直すべきである。

2. 石綿等の切断等における電動工具に係る措置の見直し③

石綿等の切断等作業等に係る措置の留意事項（第13条、第6条の2及び第6条の3関係）

- 集じん機については、**JIS Z 8122**（又はこれと同等以上の性能を有するもの）を満たすHEPAフィルタを搭載した集じん機とすべきである。
- 集じん機や電動工具は、正しく使用されなければ低減効果が発揮されないため、取扱説明書等に従い、適切に使用すること、フィルターの交換等定期的に適切なメンテナンスが必要であることを特別教育等の場において周知すべきである。
- 第13条において、従来から通達で示されている、封じ込め作業における固化剤の吹付け、除去作業における剥離剤の使用、湿潤化が著しく困難な場合における隔離（囲い込み）、**第6条の2及び第6条の3**において、従来から通達で示されている剥離剤の使用についても、引き続き、粉じん発散防止措置に含まれるものと解釈すべきである。また、将来の技術の進歩により、湿潤化と同等以上の粉じんの発散を防止する新たな措置が開発された場合は、専門家の意見を聴いた上で、当該措置も同様に通達で位置付けるべきである。
- 当該見直しは、電動工具による切断等を推奨するものではなく、石綿則第6条の2第1項の規定のとおり、石綿等は切断等以外の方法（ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと）で行う必要があり、これを実施することが技術上困難な場合に限り、電動工具等で石綿等の切断等を行うことが認められているという従来の考え方を変えるべきではない。見直しに当たっては、この考えを改めて事業者等に周知すべきである。

2. 石綿等切断等での除じん性能を有する電動工具に係る省令改正の概要

1. 改正の趣旨

- 石綿障害予防規則第13条第1項では、**石綿等の切断等の作業等**（石綿則第6条の2第3項及び第6条の3に規定する作業を除く。）については、**石綿等の湿潤化の措置**を講じることが義務付けられているが、当該**湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具の使用等の措置**を講じることが**努力義務**とされている。
- 石綿則第6条の2第3項では、建築物等から石綿含有成形品のうち**特に石綿等の粉じんが発散しやすいもの（※1）**を切断等の方法により除去する場合は、**作業場所の隔離及び当該石綿含有成形品の常時湿潤化等の措置**を講じることが事業者に義務付けている。（※1）けい酸カルシウム板第一種が対象
- 石綿則第6条の3では、建築物等の壁、柱、天井等に用いられた**石綿含有仕上げ塗材を、電動工具を使用して除去する作業**については、石綿則第6条の2第3項に規定される措置と**同一の措置**を講じなければならないこととされている。
- 今般、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書（令和5年6月20日公表）において、除じん性能を有する電動工具の使用は、**石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があることが確認されたところである。**このため、石綿則第13条第1項で規定される**石綿等の切断等の作業等**において、**石綿等の湿潤化と同等の措置の一つとして、除じん性能を有する電動工具の使用等を義務付ける**こととする。
- 石綿則第6条の2及び第6条の3で規定される措置についても、**作業の状況に合わせた最適な石綿粉じん発散防止措置を実施**できるよう、常時湿潤化に限らず、**常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うよう措置を義務付ける**こととする。

2. 改正の概要

- ① 石綿等の切断等の作業等（石綿則第6条の2第3項及び第6条の3に規定する作業を除く。）において実施が義務付けられる湿潤化の措置を、**石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置**とする。
- ② 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において実施が義務付けられる常時湿潤化の措置を、当該**石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置**とする。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年8月29日
- (2) 施行日：令和6年4月1日

13

各種リーフレット①

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

令和5年 **10月1日** 着工の工事から!!

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!

※1・特定建築物石綿含有建材調査者

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者




事前調査結果報告システムによる報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）


工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物（建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計 80㎡以上
	改修（※1）	積算金額が税込100万円以上
特定の工作物（※2）	解体・改修（※2）	積算金額が税込100万円以上

※1 建築物の解体工事は、建築物に設ける建具に付随する工事を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの（天井、リフト、修繕、各種設備工事、定時の設置、塗装や内装修繕等）であって現在の建物の一部を改修・更新・修繕・修繕（7階）等を伴うものを含まず

※2 定期改修や、法令等に基づく取壊検査等を行う際に建具や部品交換等を行う場合を含まず

報告対象となる工作物は以下のとおりです（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です）

- ▶ 改修、追加、交換、リフト、圧力釜、修繕（建築物に設ける建具や設備の取壊を除く）
- ▶ 配管設備（配管に設ける止水、排水、換気、洗剤、洗剤、洗剤設備等の建築設備を除く）
- ▶ 換気設備、貯蔵設備（取物を貯蔵するための設備を除く）
- ▶ 電気設備（太陽光発電設備、風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ▶ トラスの石綿、送風機、駆動機、駆動機（2.5t）
- ▶ プラットフォームの上昇、降下、移動の駆動機、天井機
- ▶ 縦向きエレベーターの昇降機（建築物であるものを除く）令和5年10月1日から適用



事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとならずとも）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿発散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。

解体・改修工事の事前の措置

情報提供【13条、14条】
事前調査・結果の報告【3条、4条の2】

作業時の措置※

- ◆養生措置等 定量化【13条】
- ◆ばく露防止対策 評価用保護具・保護衣【14条等】
- ◆基礎【5条、5条の2、6条の3】
- ◆立入禁止【7条】
- ◆管理 石綿作業主任者【19条、20条】、特別教育【27条】、指示【34条】、作業の記録【35条、35条の2】、保護具等の管理【46条】等

特に注意のあるもの発露や、本文は石綿発露率の制限を定めます ※は要聞のあるものの建築物の解体等に係る石綿ばく露防止措置に関する法律としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、環境物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等となりますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正な作業を行う必要があります。

事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※4）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります（※5）

工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります（※2、3）

※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります

※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則です。ただし、事前調査の方法については、例えば、解体等別途基準等の重工日数が平成18年（2006年）9月1日以降に定められている、解体調査の文書で確認する方法などが認められており、この場合は事前調査者の資格も必要ありません。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物の解体・改修工事を行う際に必要な措置の改正ポイントや、石綿分別に関するマニュアルなど、事業者・作業員・管理者のそれぞれに向けた情報を掲載しています

各種手続きについて



石綿事前調査結果報告システムをご利用の前に「利用マニュアル・基本操作編」を参照ください



G-Biz IDについて
G-Biz IDトップ画面「G-Biz ID取得サービス」へのログインをお願いします（※）をご確認ください（※C）申請は明細書も併せて提出してください

各種リーフレット②

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

建物の解体・改修工事を行う際には、**石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！**
～石綿対策は「皆さま」に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成18年（2006年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。
こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さまも**、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。

アスベスト含有建材の使用割合例

戸建て住宅

国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用

27 石綿含有住宅用内装紙（壁紙）

28 石綿含有化粧石膏ボード

29 石綿含有ビニル床シート

30 石綿含有断熱材（グラスウール）

31 石綿含有窓枠系サイディング

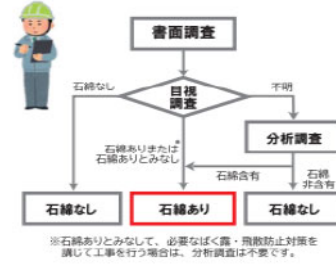
32 石綿含有1層カラムン（柱）

33 石綿含有壁紙

建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ◆ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工期への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定じんじん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取付け石綿、石綿含有断熱材・保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が作業実施届出書を提出すること

<事前調査の流れ>



石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

<石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例>

- 書面調査
- 現地調査
- 裏面確認調査
- 分析調査
- 総合調査報告書
- 諸経費（交通費他）

<適正な工事業者を選定するために>【参考】

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適正な工事を行う工事業者を選ぶため、以下のような事項を工事業者に確認することも重要です。

- ◆ 仮見積りの段階で、**石綿（アスベスト）調査費用が計上されていることを確認**する、石綿（アスベスト）の調査を行う資格（建築物石綿含有建材調査者など）を有しているか確認します。
- ◆ 本見積り（アスベスト調査結果後）の段階で、石綿事前調査結果報告書の提出を求めます。石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画図の写しを求めます**。※発注者は、これとは別に、**自治体への特定じんじん排出等作業実施届出**が必要となります。
- ◆ 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めます。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮**を行う必要があります。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の1回のみで、2回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。



(RS-2)